

## 日豪 EPA 農林水産品の合意内容

### 1. 物品市場アクセス

#### ○コメ

- 関税撤廃等の対象から除外

#### ○小麦

- 食糧用: 将来の見直し
- 飼料用: 食糧用への横流れ防止措置を講じた上で民間貿易に移行し無税化。

#### ○牛肉

- 冷凍: 段階的に関税を削減し、18年目に19.5%まで削減(約5割削減)
  - ・1年目 30.5%、2年目 28.5%、3年目 27.5%。
  - ・3年目 27.5%から12年目 25.0%まで直線的に削減。
  - ・12年目 25.0%から18年目 19.5%まで直線的に削減。
- 冷蔵: 段階的に関税を削減し、15年目に23.5%まで削減(約4割削減)
  - ・1年目 32.5%、2年目 31.5%、3年目 30.5%。
  - ・3年目 30.5%から15年目 23.5%まで直線的に削減。
- 豪州からの輸入数量が一定量を超えた場合に譲許税率を引き上げる数量セーフガードを導入。
  - ・ 措置内容  
牛肉について、豪州からの輸入数量を発動基準とする数量セーフガードを導入。  
数量セーフガードは、冷凍牛肉と冷蔵牛肉の区分毎に発動。
  - ・ 発動基準  
冷凍: (初年度) 19.5万トン → (10年目) 21.0万トン  
冷蔵: (初年度) 13.0万トン → (10年目) 14.5万トン

(参考: 豪州からの牛肉の輸入量)

年度	20	21	22	23	24	平均
輸入量合計	36.6	35.5	35.2	33.5	30.9	34.3
冷凍	20.2	19.1	19.8	20.2	18.1	19.5
冷蔵	16.3	16.4	15.4	13.3	12.7	14.8

(単位: 万トン)

- ・ 年度当初からの輸入数量の累計が発動基準数量を超過した翌々月の初日から当該年度の末日まで、EPA譲許税率をMFN税率(38.5%)に引き上げ。
- ・ 輸入数量の累計が発動基準数量を実際に超過してから、セーフガードが発動されるまでの間にEPA譲許税率の適用を受けた分の輸入数量は、翌年度の輸入数量に算入。

### ○乳製品

- ・ バター、脱脂粉乳: 将来の見直し
- ・ プロセスチーズ及びシュレッドチーズ原料用ナチュラルチーズ、無糖ココア調製品: 一定量の国産品の使用要件を満たすことを条件にした関税割当を導入。
  - ・ 枠内の取り扱い
    - プロセスチーズ用 : 4,000トン→20,000トン(20年間かけて拡大)
    - シュレッドチーズ用: 1,000トン→5,000トン(10年間かけて拡大)
    - [枠内は無税、国産品:輸入品=1:3.5]
    - 無糖ココア調製品 : 1,000トン→3,000トン(10年間かけて拡大)
    - [枠内は無税、国産品:輸入品=1:3]
- ・ プロセスチーズ等: 関税割当を導入
  - ・ 枠内の取り扱い
    - プロセスチーズ: 50トン→100トン(10年間かけて拡大)
    - [枠内税率は10年間かけて枠外税率の半分に削減]
    - おろし及び粉チーズ: 200トン→1,000トン(10年間かけて拡大)
    - [枠内税率は10年間かけて枠外税率の3割～半分に削減]
    - フローズンヨーグルト: 100トン→200トン(10年間かけて拡大)
    - [枠内税率は10年間かけて枠外税率の半分に削減]
    - アイスクリーム: 180トン→2,000トン(10年間かけて拡大)
    - [枠内税率は10年間かけて枠外税率の半分に削減]
- ・ ブルーチーズ: 10年間かけて関税を2割削減

### ○砂糖

- ・ 一般粗糖、精製糖: 将来の見直し
- ・ 高糖度粗糖: 精製糖製造用について一般粗糖と同様に無税とし、調整金水準は糖度に応じた水準に設定。

### ○その他の品目

- ・ 豪側の関心品目について、国内産業等への悪影響を及ぼさない範囲で、豪側と一定の合意。

## 2. 食料供給章

### (1) 輸出規制

- ①重要な食料\*について、輸出国内の生産が不足した場合にも輸出規制を新設、維持しないように努める。
- ②一方の締約国が、輸出国内で生産が不足した場合に行うGATT第11条2で認められる輸出規制を適用しようとする場合には、
  - ・当該輸出規制を必要な範囲に限定するよう努め、
  - ・当該輸出規制を適用する前に、出来る限り早く、当該輸出規制を行う理由、当該輸出規制の性質及び予定適用期間を通報し、
  - ・他方の締約国の要請より、当該輸出規制に関する協議を行う
- ③この協定の発効日から十年後に、重要な食料の輸出規制の導入・維持を回避する観点から、本条の規定について見直しを行う。

\* 本協定における「重要な食料」には、牛肉(くず肉含む)、粉乳・バター・チーズ等の乳製品、小麦・大麦、砂糖

### (2) 投資の促進及び円滑化

両締約国は、食料分野の投資を促進するため、関連する情報の照会・提供を行うコンタクト・ポイントを指定する。

### (3) 食料供給に関する協議

- ①一方の締約国は、重要な食料の輸出量について著しい減少が予見される場合には、他方の締約国に速やかに通報する。
- ②両締約国は、重要な食料の安定的な貿易を支援するとの観点から、①にいう事項に関し協議を行う。この協議には、必要に応じて民間団体を参加させることができる。